

今村樂講説書入本『古万葉集』について

鴻 巢 隼 雄

(一)

ここで「古万葉集」と呼ぶのは、享和三年八月に土佐の今村樂が門人横田美水に命じて板にした二十冊の無訓本のことである。樂の序と美水の跋が刊行の経緯を明らかにしている。樂は谷真潮の高弟である。官命で上洛した際、滞京中に宣長と接触している。樂の門人武藤平道が追輯した「今村樂家集」短歌の部(巻一享和元年の所に、宣長と交した贈答歌がある。

ただし、入門した確証はない。その死を悼む詞(巻二)にも、「とき給ひたる書どもを玉拾ふ磯の白玉といただきに捧げもちてねもころにしぬひ奉り」「享和の初の年の五月の頃わくらははにみさとにしてただにまみえまつり」とだけ記している。しかしこの期間に受けた指導こそ後の樂の万葉研究に重要な指標となった。そしてそれが彼を「古万葉集」刊行に志行させ、後に示すように、高知市民図書館所蔵書入本に見える宣長説と樂説の豊富な引用を将来したものと思ふ。

土佐には古くから無訓本による万葉研究の試みがあった。(巻三)當時は活字附訓の寛永、宝永の二種の版本が通行していたが、天明八

年正月の洛中の大火で版木が失われたので(巻四)あらたに木活字の無訓本形式をとり入れたのである。

(二)

右のような事情で「古万葉集」が刊行された後、関心のある人々は師の講席、読会に持参し、師説の書き入れと研究に利用した。今日旺盛な数種の書入本が残存しているのもごく自然である。今は未紹介の樂の所説を豊富に載せている、高知市立市民図書館蔵「古万葉集」(以下市民本と仮称)の書入れ内容を検討して、その価値を考えてみよう。この他に同県には安芸市本町長崎太郎氏蔵本(長崎本と仮称)が「古万葉集」書入本として残っている。

長崎本の精緻な朱の書入れは「略解」のみを対象としており、筆者は千頭重吾菅原正輝である。巻一の一枚オモテ上欄に墨で「略解書入畢」とあり、更に巻末の奥にも

于時十年巳亥晚秋略解写畢

千頭重吾菅原正輝

と記している。これは文政十年であろう。菅原正輝は雅澄の歌文集「山齋集」文政五年冬十月と思われる所に、その母の六十賀を祝つ

た雅澄の賀歌がみえ、題詞に「高岡人」とあるので、高岡郡高岡に住んでいたことがわかる。文政五年は雅澄三十二才である。母の年齢から推定して、雅澄と殆んど同年輩、乃至僅かの年長であったと思う。その端正克明な筆致は筆者が壮年であったことを窺わせる。

(註五)

市民本には表表紙裏に筆者の識語がある。

此書ノ記入ハ稲毛実翁方師今村大人ノ講説ヲ記セシモノナリ今村大人ハ京都鐸舎ニ於テ本居先生ニ親炙セシ人ナレバ大方本居氏ノ説ヲ追記セシ所アリ

今村大人ハ万葉熱心家ニシテ古訓ノ謬ヲ棄テ新ニ白文ノ木版活字本ヲ作ラシメタル心遣ヒ序文ノ中ニモ見エテ其功勞感佩スベシ

伊藤乘興識

乘興は大正十一年八月に今村楽の後裔雄久馬氏(高知市西町居住)の嘱を受け、「今村楽家集」の長歌、文章、考証、紀行の各部を編した人物である。右「家集」の巻末近い「附言」末尾に「余が祖父父稲毛実翁は、翁の門下にありて其愛顧を受け、歿後の遺品まで伝へたる物を、今余が許に預りもたる因縁もあれば、此の業は他人に譲り難くて、斯くは整へものしたるなり。琴の舎主人 伊藤乘興 重てしるす」(註六)と記している。なお松山秀美氏の「土佐歌人群像」の稲毛実の項(註七)及び伊藤乘興述「土佐に於ける今村楽」(註八)はいずれも楽、実、乘興の關係をさぐるに最も手堅い資料である。稲毛実は明治二年十二月十三日に享年八十四才で歿している。天明四年甲辰の出生とわかる。寺石正路氏は『土佐偉人伝』の中で「翁平時家居終日机上に倚て筆写を以て楽となす老に至り孜々とし

て俺ます」と記されたが、市民本の細緻な書入れ内容と照応する。

(註九)

(三)

市民本は装釘、題簽その他につき、他本と趣を異にする(註十)。同時に書き入れ内容にすこぶる特色があり、今村楽の講説を筆録した稲毛実の筆跡を偲ぶことができる。書き入れられた諸説の種類及び量は、巻三の終りまで頻度が高く、巻四になるとにわかになんか減ずる。しかし附箋はそれ以前よりも逆に多い。

巻三までの書き入れ諸説は、朱藍緑墨の四種であるが、朱筆が最も多い。行間の朱には、略解、冠辞考(資料(1)(2))、久老(資料(3))、宣長(資料(1)(3))、楽(資料(4))の名が見える。朱の頭書の中には宣長、雅澄(資料(5)(7))、楽(資料(6))がある。記号(朱)は朱書。

ミドリの書き入れは、要語の傍訓、解意、本文批判に及んでいる(資料(1)(2))。楽説である旨を特に記した例はないが、この筆の大部分は、その頻度から見て、朱と同様に筆者が師の講説で吸収したものの直接記入、乃至はその整理摘録の結果である。同色の頭書は管見に入らない。但し附箋はかなり用いられている。資料(2)に附箋して、藤原京をめぐる大和三山の配置図を示したのはその特異な例である。記号(ミ)は緑書。

藍の筆は朱をしのぐ程に頻度が高い(資料(5)(11))。行間には宣長、真淵、魚彦、道麿があらわれ、頭書に宣長(資料(12))も出てくる。「冠辞考」「万葉考」は書名を明示しており、楽説と推定できる同じ藍の頭書も、主として巻三までに出てくる(資料(11)(12))。右のうち久老、魚彦、道麿は「略解」からの引用であらう。

以上藍の書入れて注目すべきは、頻度が高いこと、行間に一度藍を用いて書き入れた内容を、改めて朱の頭書形式により整理した例(資料⑤)の見受けられること、言葉の注解以外に、「古意」に関する楽の書入れ記事が挿入してあること(資料⑪)など、豊富でしかも重要な内容に富み、恐らく楽の講席を背景にして書き入れられたものであると思う。記号(ア)は藍書。

最後に墨の書入れにも、行間、頭書及び附箋の三種がある。行間の書入れには、「古義」説(資料⑬)、頭書には契沖(資料⑩)宣長(資料⑩⑭⑮)楽(資料⑭)「古義」(資料⑨)がある。「古義」説はさききのべた朱の頭書(資料⑦)と同様、著者の個人名を出さずに、書名を提示するだけで、すこぶる簡潔に指示するのが例である。これは当時体をなしていた「古義」からの引用という意味があったものと思う。本文墨書の「古義」説は極めて珍しい。(資料⑬)。又、宣長と楽説とを墨の頭書の中で対比した例(資料⑭)は、その対置のきわだっている点でやはり特異である。なお宣長説に関する墨の頭書(資料⑩)を内閣文庫所蔵の「万葉問聞鈔」三冊(田中道麿問本居宣長答)に比較すると、そのまま符合するので、市民本のこの種頭書には、右に依った部分かなりあったと推定される。最後に墨の附箋は主として巻四以下にあらわれ、いずれも楽と宣長とを併記しているのは、宣長に関心のあった師の講説を筆者が整理記入したからである(資料⑰⑱)。記号(ス)は墨書。

む す び

長崎本、ことに市民本は「古万葉集」刊行の目的に叶った重要な資料価値を持っている。長崎本は「略解」説の精刻な書き入れ内容

に特色を持ち、市民本は諸説の豊富さ、就中殆んど紹介されていない今村楽説を提示する数少い貴重な文献である。

巻三までは記入が豊富で、千蔭、宣長、真測、契沖、久老、魚彦、道麿、雅澄に亘り、「略解」が最も頻度が高く、久老、魚彦、道麿説も恐らくここに出典がある。宣長説は「略解」に次ぐであろう。巻四以下で、宣長説と楽説との併記が見える。時には「万葉問聞鈔」、春樹の「万葉集私考」などが利用されていると思われる。「古義」説に対しても朱墨二様の筆が用いられ、「古義」の一稿本を参看していると思うが、筆者は、その最終過程に通暁していた松本弘蔭に師事しているので、定稿に近い古義を参照できる位置にいたらずである。

楽説は「翁」という表示で本文に朱、藍、頭書に朱、墨、附箋に墨で出て来るほか、楽の考と推定できる記事が朱藍墨で本文、頭書のいずれにも分布し、又本文書入れに緑、頭書にも墨で認められて

いる。書き入れに関するこれらの諸点を総合すると、師の講説に接した稻毛実の筆は、まず重要な物名などに関する師説からの示唆を朱の傍線で示し、続いてその部分に対して緑筆を用いて師説を傍訓にし、或は解説、説明の形で記入し、校異に関する批評なども同じ筆で書き入れ、更に藍を用いて諸説を広く取り入れている。だが筆者はその後も改めて朱筆を重ね、又比較的後期に墨の記入を試み、師及び諸家の詞句に就いての見解(略解、冠辞考、宣長等)を行間頭書に普く引用し、最後にすべての書入れ内容を総括した結果を、朱の頭書の形で再び記入しているように思う。

註一、今村雄久馬氏「今村楽歌集」(大正十一年八月刊)六一—

三頁

註二、同右一三〇頁

註三、拙稿「鹿持雅澄と万葉学」一四五—一六頁

註四、校本万葉集首巻卷上一七三頁

註五、長崎本の詳しい内容については所蔵者の紹介の筆を参照さ

れたい「今村樂の古万葉集について」高知アララギ昭四〇・八

註六、今村雄久馬氏右掲書二二一頁

註七、「土佐歌人群像」稻毛実の項参照（土佐史談第四二号一—

二頁）

註八、今村氏右掲書二〇八頁

註九、樂の歿後、実は雅澄の門弟松本弘蔭に師事したほか、南路

志の編者武藤平道、その協力者山地介寿と交り、自分も藩史

の考証を好み「間隙雜記」五十一巻を残した。楠瀬大枝の

「燧袋」にも登場する。

註十、長崎本と内閣文庫本はどちらも題僉が巻毎に書体を異にし

ているが、市民本は全巻を二つに書き分けている。巻一—

五、巻十一—十五が同じ楷書、巻六—十、巻十六—二十が同

資料

(1) 卷一、十一ウ

※後人の註也こ、に有へからず(ミ)

中大兄命「近江宮御宇天皇」三山歌一首

○題ガ(ミ)※

※略ニ右七字古本小字ナルヲ後人ノ書入シ也(朱)

(2) 卷一、同右

を、しハうねびハ男神にて男々しき

を云み、なしハ是も男神也香山耳梨

八十市郡畝火ハ高市郡也あらそひき

ハ香山の女山を得むとて二の男山の

あらそふ也神代より云々(朱)

十市(ミ) 高市(ミ)

グ(朱) ウ(朱)

香山波雲根火雄男志等耳梨与相諍競伎神代

※※ 香山(ミ) 男山(ミ)

をハといふ意に見べし(ミ)

十市(ミ)

グ(朱) アヒアラソヒキ

香山波雲根火雄男志等耳梨与相諍競伎神代

カクナル

イニシヘシカナレコソウツ

毛婦乎相格良思吉

うつせみハ冠辭者に委し現身也神代にもかく妻を相争ひしかハ今現在人のあらそふハうべ也となり(朱)

※後の物語ぶミに何するかし何すらんかしたのかしと同じ語にて絶ていひ定むるやちの詞也(朱)

(3) 卷二、三十一ウ

気留敷藻

※久老云田ノ誤(朱)

(4) 卷三、十五オ

翁ハ枕詞とせり宣長云この準人ハ國の名なるべし準人の國ハ統紀に見ゆ此時ハいまだ國の名にあらず準人國の内地名也といへり(朱)

※右とおなし度なれハ又といへり(朱)

又長田王作歌一首

※冠し考出(ア)

隼人乃薩摩乃追門乎

※雲居奈須遠毛吾者今日見鶴鳴

(5) 卷三、三十三オ

宣長ハ恰ハ恰ノ誤ニテタヌシキハト
ヨマントイヘリシカルヘシ(朱)

世間之遊道爾

※冷ハ恰の誤ニテたぬしきハと訓んと宣長いへりしかるべし(ア)

(6) 卷二、二十四ウ

十市皇女薨時高市皇子尊御作歌三首

※冷ハ恰の誤ニテたぬしきハと訓んと宣長いへりしかるべし(ア)

三諸之神之神須疑已具耳矣自得見藍乍共不寢夜叙多

※目耳笑民所見管本魚(ア)

※免乃美耳将見管本無(ア)

※免乃美耳将見管本無(ア)

(7) 卷二、二十七ウ

開ハ開ノ誤ニテタテ、トヨムヘシ此

説古儀ニハトラス(朱)

天皇之敷座国等天原石門乎開神上上座奴

※閉(ア)

(8) 卷一、十四オ)

宣長云考の説いかゞ也タゞ天皇ノ御袖ヲフリテ野ニ遊ヒ玉フ御サマヲ野守ハミル
ヤイカゞト云ルマデナリ(ア)

(9) 卷二、十ウ)

古鏡ニハ一云ノカタヲミナトリモテ
ヒツ(ハス)

妹之家毛継※而見麻思乎山跡〔宋〕有大島嶺爾家母有猿尾〔宋〕

近江へ遷※ませし後モこの女王ハ大和に居給ひし故にかくハよみ給へるなり(宋)
一云妹之当継而毛見武爾
一云家居麻之乎
※大和国平群郡額田郷有ハコノ女王モ愛ニ住給へり
※大和ト見ユ未詳○宣長云未詳故訓確定(ア)

(10) 卷三、十五ウ)

宣長云舟八毛何時寄奴島爾トアリケ
ン八毛ヲ公一字ニ誤何時ヲ脱シ寄ヲ
宜ニ誤ナラン(ハス)

三津埼浪矣恐隠江乃舟公宣奴島爾
ヨセカネツヌシマノサキニ(ハス)

珠藻荊敏馬乎過夏草之野鳥之埼爾舟近著奴
魚彦云云卷十五十一丁長歌三肆の浜ひに大船にまからしぬきから國にわたり行んとたむかふみぬめをさして云々(ア)
※略ニ久老云阿ノ誤(宋)

稻田野毛衣過勝爾思有者心恋数可古島所見一云潮見〔宋〕

湖ミナナリ阿野本(ア)
※
略ニ※湖(宋)

銅飯海乃庭好有之荊薦乃乱出所見海人釣船ケヒ

○宣云銅飯ヲケトヨムコトオホツカナシソノウヘ人丸ノ越ノ國ヘ下ラレシコトモ他ニ見エスカタク銅ノ字ノ誤ナルヘシコハ津ノ國攝津ナ
ドノ名所ナルベシ(ア)
○道丸云但馬國城崎郡氣比神社コレニヤ(ア)
○宣長云四ノ五十六丁ニウケヒト云ニモ得銅飯ト書タレハ字ハ誤ニアラス(ア)

(11) 卷二、十一オ)

聲字をめぐると訓ハ儒書を訓とき作りたる言也古意にあらすア

04(巻一、十四オ)

宣長末ハ牙ノ誤カ宣長云是ハタ、吾ガヨク似ハト也キクハ耳ニテ聞モノナル故ニ耳トハニ云也ウキ目ヲミルト云モ只ウキコトヲミル也ミルハ目ニテ見ル物ナル故ニ目トハ云准メシルヘシア

05(巻二、三十一オ)

内大臣藤原卿娶三采女安見兒一時作歌一首

吾者毛也安見兒得有皆人乃得難爾為云安見兒衣多利

同石川女郎更贈三同伴田主一郎歌一首

吾聞之耳爾好似葦若未乃足痛吾勢勤多扶倍之

多籠良家夜昼登不云行路乎吾者皆悉宮道叙為

香吉かをよしもとよめれど語例なし吉ハきのかなに出る也おやのみことはこゝにかけるごとく御言也きかぬ日まねくハ既に宣長のいへる如く数多き事にいふ詞にて集中例多し間無くとしてハきこえず此親のミことを父の命母の命とし聞ハ関の誤にてかけぬひまねミとよまなかと翁のいはれしハよからず

06(巻四、四十五オ)

04(巻十九、十六ウ)

※吾聞が如クナラハト云ヲカクイヘリ(宋)

※アナヘテとよまんな宣長(宋)

※アナヘテとよまんな宣長(宋)

クツツレ ※アナヤム ツトメタフベシ

ニハアシ(宋)略末ノ誤(宋)アシナヘ(宋)

コトゴト デニスル

※増古語ニハアラス一本ヲ以テカキル、(ニ)ミナガラ(ア)コトゴト(ア)

※ウツホ物語吹上巻云オクリ物ニシロカネノハタゴ一カゲケ山ノ心葉クシスエテレソレニカラアヤウスモノナドイレテシロカネノ馬ニチンノヒクラヲオキテシロカネノヲノコニヒカセタリ云云コレハハタゴ馬ノ作り物ナリ同巻云ハタゴフタカケニ道ノホドノ物イレテヨキ馬ニオフセタリ又云シロカネノハタゴムマ

續翰日記ニハタゴムマトモ云ヘリ昔モ道中ニ食物ヲ籠ニ入テ出シ置テ道ヲ行ヌタグヒソレヲカフテクヒ行又旅人ニ宿カス所ヲハタゴト云ハ馬ノハミ物ヲイル、籠ヲハタゴト云カノ宿ニハカネテソノ籠ヲマフテオク故名ツクトナリ

宣長云日八月ノ誤にててつつきを
なりといへるそよき(ク)

例(巻五、十九オ)

大伴宿禰三依悲別歌一首

照日乎闇爾見成而哭淚衣沾津于人無二

堅塩を^{云々}和名抄石塩一名白塩又有^三黒塩今按俗呼^三黒塩為^三堅塩日本紀私記云
堅塩木多師是也かたまりたる塩をくひかき^〳して酒のむ也源氏物語は^〳き木に
つゞしりうたふといふも一口づ^〳きり^〳にうたふをいへり糟湯酒ハ酒の糟を湯
にひて^〳する也

例(巻十四、二十六ウ)

翁云ことときハ言禱也^{ホギ}いたれば其時に成しかば也新室の賀詞の事既にいへりはだ
す^〳き枕詞、妹が家を新に造りてことぶぎすとて人ハ多くつどへど吾と相思ふ事
の願はれし君はかへりては^〳かりて見え来ぬをおもひてよめるなるべしといはれ
き宣長云ことときハ蠶^コかひの時節也にひむろハ古へハ年々こがひする室を新にたて
せしなるべしといへりこどきに至ればといへるハ言禱にハ似つかずやあらん

例(巻十六、二十七ウ)

琴酒を契沖云琴を押へ酒をハたる^〳によりて押たれとつゞけたりといへどいぶか
し琴ハ美の字の誤にてうまさけをと有しなるべしおしたる^〳とか^〳る枕詞也押垂
小野いづくともしられず東鑑卷四に押垂基時といふ人あればか^〳る地名有かと翁
ハいはれき宣長云小ハ水の誤かおしたるみぬゆなるべし押までハ序にて垂水野